

## 第26回大田区新製品・新技術コンクール募集要項

公益財団法人大田区産業振興協会 事業グループ 経営革新担当

### 1 目的

大田区中小企業が開発した、優れた新製品や新技術について表彰することで、大田区中小企業の技術力・開発力を広くアピールすることによって、大田区産業の振興を図ることを目的とします。

### 2 対象企業

大田区に事業所を有し、1年以上の事業実績のある中小企業及び中小企業グループ（その構成メンバーの半数以上が大田区に主たる事業所を持っていること）を対象とします。

ただし、第25回コンクールの最優秀賞・優秀賞受賞企業は今回連続しての応募はできません。

### 3 対象新製品・新技術

平成24年8月1日から平成26年7月31日までに開発された新製品・新技術で以下の項目すべてに該当するものを対象とします。

- ①中小企業又は中小企業グループが自ら、あるいは大学・公的機関等との共同開発により開発したもの
- ②取引実績があるか、又は実用に供されているもの。但し、試作品であっても技術的に完成しており、将来的に市場の開拓が期待できるものは対象とします。
- ③大田区の産業の技術力、開発力の向上に貢献すると思われるもの

### 4 応募手続

#### (1) 応募方法

所定の応募用紙に必要事項を記入のうえ、審査の参考となる写真・動画・技術説明書・カタログ・試験データ・特許関係書類を添付して、募集窓口へ提出して下さい。なお、提出書類の総枚数は、A4で50枚までとします。

動画は、応募された新製品・新技術の特徴がわかりやすく映像化されているもので、3分程度にまとめたものとします。なお、windowsのメディアプレーヤーで再生可能なフォーマットとしてCD-R、DVD-Rのいずれかに記録して提出下さい。

応募用紙は、当協会ホームページからダウンロードして下さい。

なお、応募書類等の提出物は上記のCD-R、DVD-Rを含め、一切お返ししませんのでご承知下さい。

#### (2) 募集期間

平成26年7月1日（火）から 7月31日（木）まで

#### (3) 応募窓口

〒144-0035 大田区南蒲田一丁目20番20号 大田区産業プラザ 2階

公益財団法人大田区産業振興協会 事業グループ 経営革新担当

電話 03(3733)6144 FAX 03(3733)6496 E-Mail : concours26@pio-ota.jp

### 5 審査

(1) 書類審査 受付時に事務局において、応募要件などについてヒアリングします。

(補充書類の提出をお願いする場合があります。)

審査に資するため、必須の書類、特に特許関係書類は是非ご提出下さい。

## (2) 面接方式個別審査

平成 26 年 9 月 12 日 (金)、18 日 (木)、19 日 (金) の 3 日間のいずれかの日時を指定し、申請いただいた新製品・新技術について 30 分程度の面接方式の個別審査を実施します。

面接審査では、応募作品の実物、或いは、動画によるデモを行っていただきます。

面接審査の日時、場所については、8月22日(金)までに連絡いたします。

## (3) 本審査

学識経験者から構成する審査会で厳正な審査を行い、各賞を決定します。

## 6 表彰

審査会において、応募された新製品・新技術の中から特に優秀なものを選定し、開発した中小企業・中小企業グループを表彰します。

|      |    |    |          |
|------|----|----|----------|
| 最優秀賞 | 1件 | 副賞 | 300,000円 |
| 優秀賞  | 2件 | 副賞 | 100,000円 |
| 奨励賞  | 6件 | 副賞 | 50,000円  |

なお、最優秀賞については「該当無し」とする場合があります。その場合、優秀賞を3件とする場合があります。

また、奨励賞6件については、審査会の審査で「おおた福祉・医療賞」、「おおたE C O推進賞」、「おおた秀逸技能賞」、「テク乃ちゃんイチ押し賞」、「おおたネットワーク賞」、「特別賞」等とする場合があります。ただし、総数で6件以内とします。

\*表彰式は、「第19回おおた工業フェア」初日(平成27年2月5日予定)に同会場で行う予定です。

## 7 受賞特典(広報)

応募された企業のうち、入賞の企業は、「第19回おおた工業フェア」(平成27年2月5~7日開催予定)に無料で出展いただけます。

なお、第19回おおた工業フェア初日の午後に、「コンクール受賞記念 入賞新製品・新技術プレゼンテーション」の開催を予定しています。入賞各社は、1社10分程度のプレゼンテーションをお願いいたします。プレゼンテーションの詳細については、入賞各社に改めて連絡します。

更に、入賞企業は、当協会広報誌・新聞等への発表を行うとともに、平成27年4月から翌3月までに開催される展示会の一つ(当協会の展示会担当と別途相談下さい)に無料出展することができます。

## 8 その他

- ①前年に本コンクールに応募したものであっても、販売実績等が著しく向上したものについては、応募対象となります。
- ②応募した新製品・新技術については、応募企業名等を公表しますので、予めご承知下さい。
- ③「第19回おおた工業フェア」及び、平成27年度開催の展示会への出展料は当協会が負担しますが、搬入搬出費等その他の経費は出展企業で負担をお願いします。
- ④中小企業グループによる応募の場合は、代表企業1社(大田区に事業所を有する企業)を定めて応募下さい。
- ⑤中小企業グループ、あるいは大学・公的機関等との共同開発による応募の場合は、共同研究契約書等、その構成メンバーが明らかとなるものの写し、及び各構成メンバーからの応募についての同意書を添付して下さい。

\*中小企業とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定するものであり、製造業の場合は従業員300人以下又は資本金3億円以下、サービス業の場合は従業員100人以下又は資本金5,000万円以下の企業をいう。